

NEWS LETTER

Vol 59

お客さまとともに

2018年12月号

# 年末調整 年収いくらまでなら 控除が可能? 扶養の要件は?

## 確定申告

# 労働基準法 大改正 年5日有給休暇取得義務化

## ふるさと納税

### アクシスグループ

税理士法人 アクシス

社会保険労務士法人 アクシス

行政書士法人 アクシス

川人広平 公認会計士事務所

株式会社 徳島経理代行センター

株式会社 高松経理代行センター

株式会社 マネジメント・スタッフ

有限会社 エムエスサービス

### 【徳島本社】

〒770-0051

徳島市北島田町1丁目3番地3  
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

### 【吉野川支店】

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北485番地1  
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

### 【高松支店】

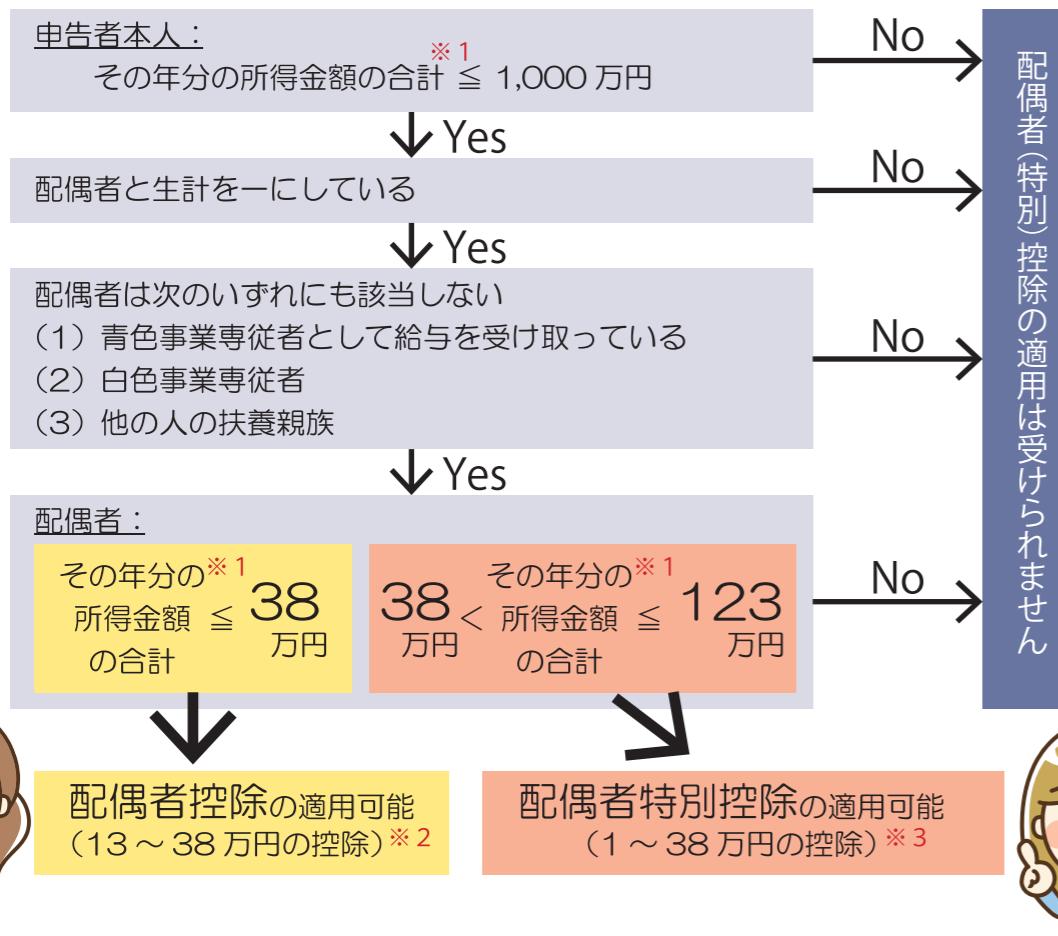
〒760-0079

香川県高松市松縄町1050-27  
TEL 087-814-5875 FAX 087-814-5876

年収いくらまでなら控除が可能？ 扶養の要件は？

## ◆ 配偶者（特別）控除

年末調整の際、一定の要件に該当する配偶者がいる人が配偶者（特別）控除を適用する場合には、事業者へ「給与所得者の配偶者控除等申告書」（通称「マル配」）を提出しなければなりません。控除対象配偶者に該当するかどうか、以下のフローチャートに沿って確認しましょう。



※1 ※2 ※3

所得金額や控除額については、右表をご覧ください。

右表のとおり、配偶者の収入が給与のみの場合、最高額 38 万円の控除を受けることができる配偶者の年収が 150 万円に引き上げられました。一方、納税者本人の収入が 1,120 万円を超える場合には、控除額が従来よりも減少するケースがあります。いずれ

にしろ、両者の合計所得金額を用いて、控除額を求めるようにしましょう。



配偶者		納税者		
参考：給与のみの場合の年収	※1 合計所得金額	参考：給与のみの場合の年収		
103.0万円以下	38万円以下 70歳以上*	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	
103.0万円超 150.0万円以下	38万円超 85万円以下 85万円超 90万円以下	38万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 6万円 3万円	26万円 24万円 21万円 18万円 14万円 11万円 8万円 4万円 2万円	13万円 13万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円
150.0万円超 155.0万円以下	85万円超 95万円以下			
155.0万円超 160.0万円以下	90万円超 95万円以下			
160.0万円超 166.8万円未満	95万円超 100万円以下			
166.8万円以上 175.2万円未満	100万円超 105万円以下			
175.2万円以上 183.2万円未満	105万円超 110万円以下			
183.2万円以上 190.4万円未満	110万円超 115万円以下			
190.4万円以上 197.2万円未満	115万円超 120万円以下			
197.2万円以上 201.6万円未満	120万円超 123万円以下			
201.6万円以上	123万円超	-	-	-

(※) その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合は、控除額が減少します。

## 産休・育休中の配偶者がいる場合・・・

共働きで仕事をしていると扶養になれず、配偶者控除は使わないという方も多いと思います。

しかし、産休・育休中は少し異なります。産休・育休中の妻の平成30年中の給与が、年収 201.6 万円未満なら妻を夫の扶養に入れて配偶者（特別）控除が使えます。というのも、出産手当金・出産育児一時金・育児休業給付金は非課税のため、年収の中に含まれないからです。

例えば、月収 30 万円の人が、1～4 月まで働いて、5 月以降に産休・育休で休んだ場合、4 ヶ月の給与年収は 120 万円となり、配偶者（特別）控除の対象となります。ただし、夫の収入要件の確認も必要です。

その他にも、病気などでお休みをし傷病手当金を受給している場合や、退職後に失業保険を受給している場合も同様に非課税となりますので、収入に含まずに計算してください。

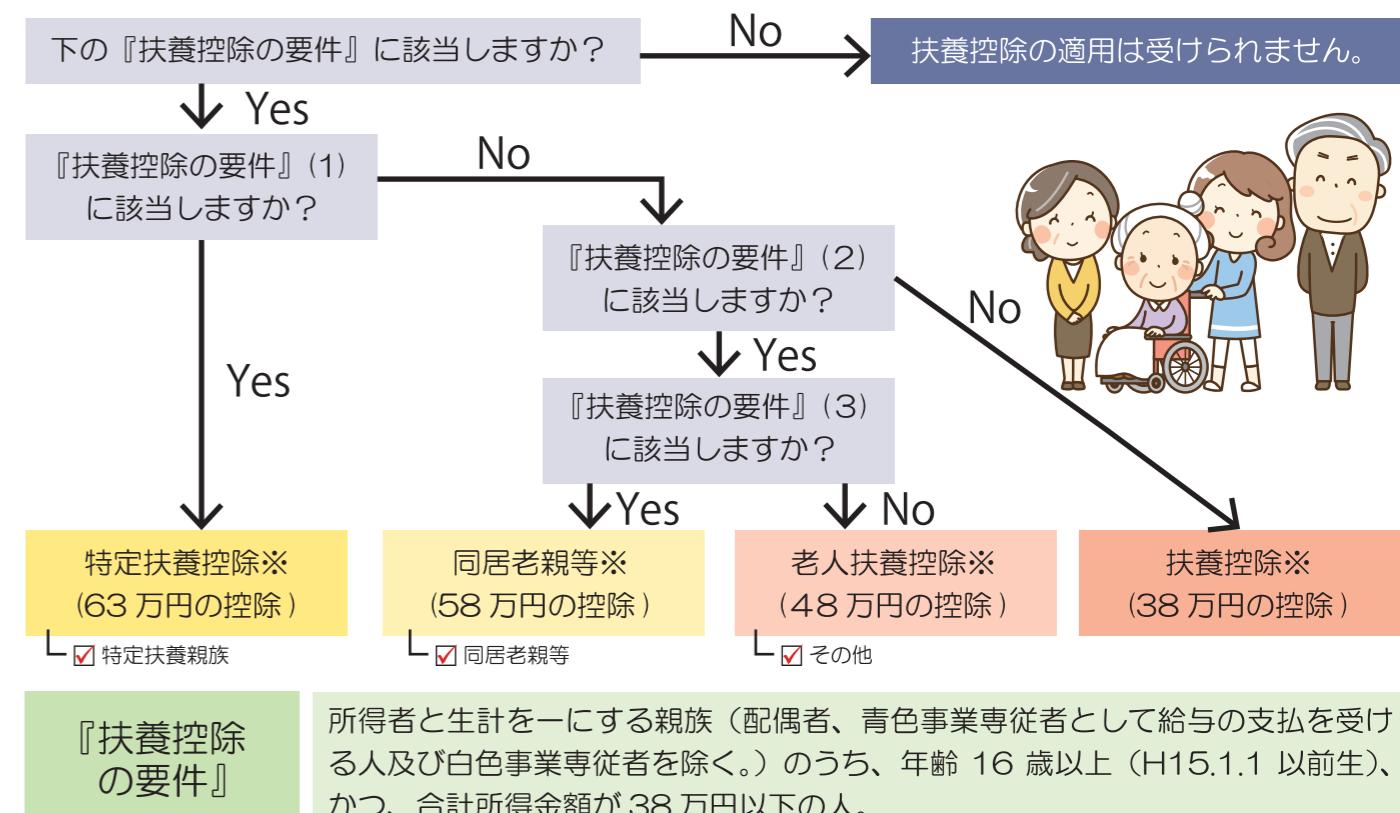


出産手当金?  
傷病手当金?

ご不明点はお気軽に  
アクセスまでお問い合わせください

## ◆ 扶養控除

次のフローチャートに沿って、当てはまる控除項目がある場合には、それぞれ「マル扶」の「B扶養親族」に該当する人の氏名等の記入、又は当てはまる項目にチェックをつけているかどうかの確認をしましょう。



### 『扶養控除の要件』

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受け  
る人及び白色事業専従者を除く。）のうち、年齢16歳以上（H15.1.1以前生）、  
かつ、合計所得金額が38万円以下の人。

#### (1) 特定扶養親族

『要件』に該当する人  
のうち、年齢19歳  
以上23歳未満の人

#### (2) 老人扶養親族

『要件』に該当する人  
のうち、年齢70歳以上の人

#### (3) 同居老親等

老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者（以下  
「所得者等」）の直系尊属（父母や祖父母など）で所  
得者等のいずれかとの同居を常況としている人



# ①労務情報

## 来春より始まる年次有給休暇 5日取得義務への対応

対応必須

### 労働基準法70年ぶりの大改正



#### Point

- ① 残業時間の上限規制  
原則、月45時間・年360時間が上限（罰則付き）
- ② 月60時間超の残業の割増賃金率が50%に引き上げ
- ③ 年5日の年次有給休暇の取得を企業に義務づけ（罰則付き）
- ④ 勤務間インターバル制度の努力義務
- ⑤ 高度プロフェッショナル制度の創設

告知

対応

説明会実施！

H31.1/17(木)  
13:30～

別紙参照

# ②確定申告

今年も残りわずか!  
12月中にご依頼ください

個人事業  
主の方

- 1月からの通帳は全て記帳できていますか？
- レシート・領収書等は整理して保管していますか？
- 売掛や在庫の残高を確認する準備はできていますか？

医療費控除

- 医療機関のレシート・領収書は整理されていますか？

不動産収入

- 固定資産税の納税通知書は手元にありますか？

株の売買

- 特定口座年間取引報告書を忘れずに保管（H31.1頃発送）

保険

- 生命保険・地震保険の控除証明書はお手元にありますか？
- 満期を迎えた保険がある場合、満期通知書はありますか？



# ③ふるさと納税



2018年のふるさと納税は、2018年 **12月31日まで**です。

この「ふるさと納税」を適用するには、2018年1月1日から2018年12月31日の間に寄付した金額を、2018年の確定申告として2019年2・3月に提出する必要があります。

ただしサラリーマンなど、本来確定申告が不要な人については、寄附先の自治体に対して一定の申請手続きを行うことで、確定申告をすることなく同等の扱いを受けることができます。これを「**ふるさと納税ワンストップ特例制度**」といいます。しかし、6団体以上に特例制度を申請した場合や、寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、住所変更の届出がされていない場合などは、ワンストップ特例制度が使えない場合がありますので注意してください。